政府広報｜内閣官房・内閣府・国税庁・個人情報保護委員会

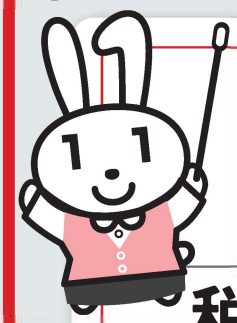

平成 28 年分　給与所得の源泉徴収票

事業者のみなさん!

税務署に提出する法定調書※には、支払先（従業員や契約先）のマイナンバーの記載が必要です。

※「給与所得の源泉徴収票」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、「不動産の使用料等の支払調書」などの法定調書は、平成28年分から様式が変更になりました。

支払先から取得したマイナンバーには安全管理措置が義務付けられます。

- マイナンバーの担当者を決めて、担当者以外は取り扱わないようにしましょう。
- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる場所に保管しましょう。
- ウィルス対策ソフトを最新版にするなど、セキュリティ対策をしっかり行いましょう。

マイナンバー取得の際には本人確認（番号確認・身元確認）が必要です。

- マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的をきちんと伝えましょう。

忘れずにお願いします。

あなたに、いいコト。
みんなに、いいコト。
1人に1つ。マイナンバー

マイナンバーのお問合せは

マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）マイナンバー
0120-95-0178
平日9:30～20:00　土日祝 9:30～17:30　（年末年始を除く）

一部IP電話等で左記ダイヤルに繋がらない場合は、
通知カード、マイナンバーカードについては 050-3818-1250
その他のマイナンバーに関するお問合せについては 050-3816-9405
におかけください。

マイナンバーについて詳しくは、
マイナンバー　検索